

スリランカ被災民に係る物資協力の実施について

〔平成21年5月15日〕
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、スリランカ被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成21年度において、国際移住機関(以下「IOM」という。)に対し、現在、スリランカ民主社会主義共和国において被災民に対して行われているIOMの活動に協力するために必要な

| | |
|---------------|---------|
| (1) テント | 560張 |
| (2) 給水容器 | 30,000個 |
| (3) ビニールシート | 4,000枚 |
| (4) スリーピングマット | 10,000枚 |
| (5) 蚊帳 | 1,000張 |

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 スリランカ民主社会主義共和国においては、政府と反政府組織間の紛争に伴い、多数の国内避難民が発生している。

本年4月20日から22日までの間には、10万人以上が国内避難民として反政府組織支配地域から政府支配地域に移動しており、更に増加が見込まれている。

- 2 スリランカ民主社会主義共和国では、上記に伴い、被災民の救援に必要な生活必需品が極端に不足し、人道的見地から看過し得ない状況となっている。

- 3 国際移住機関（IOM）は、スリランカ民主社会主義共和国において被災民救援等の人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、IOMから我が国政府に対し、被災民に早急に必要とされるテント、給水容器等の譲渡要請がなされたものである。